

附 録

特例輸入者の承認要件等の審査要領について

別紙 1 法令遵守規則・実施規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表

別紙 2 法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表

特例輸入者の承認要件等の審査要領について

改正〔財関第923号〕
〔平成30年6月20日〕

関税法（昭和29年法律第61号）第7条の5、第51条、第62条において準用する関税法第51条、第63条の4若しくは第67条の6に規定する承認又は関税法第67条の13第3項若しくは第79条第3項に規定する認定の要件の審査は、下記により行うこととするので了知ありたい。

記

1 定義

この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。

- (1) 「法」とは、関税法をいう。
- (2) 「令」とは、関税法施行令（昭和29年政令第150号）をいう。
- (3) 「規則」とは、関税法施行規則（昭和41年大蔵省令第55号）をいう。
- (4) 「法令遵守規則」とは、法第7条の5第3号、法第51条第3号（法第62条において準用する場合を含む。）、法第63条の4第3号、法第67条の6第3号又は法第79条第3項第3号に規定する規則をいう。
- (5) 「実施規則」とは、法第67条の13第3項第2号ハに規定する規則をいう。
- (6) 「特例輸入関連業務」とは、法第7条の5第2号に規定する特例申告貨物（法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）の輸入に関する業務であって、特例輸入者（法第7条の2第1項に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。）が行うものをいう。
- (7) 「貨物管理業務」とは、保税蔵置場（法第42条第1項に規定する保税蔵置場をいい、法第50条第1項の規定により届け出た場所を含む。以下同じ。）又は保税工場（法第56条第1項に規定する保税工場をいい、法第61条の5第1項の規定により届け出た場所を含む。以下同じ。）において行われる法第42条第1項又は法第56条第1項に規定する行為に関連する業務であって、特定保税承認者（法第50条第1項又は法第61条の5第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）が行う業務をいう。
- (8) 「特定保税運送関連業務」とは、法第63条の4第2号に規定する特定保税運送（法第63条の2第1項に規定する特定保税運送をいう。以下同じ。）に関する業務であって、特定保税運送者（法第63条の2第1項に規定する特定保税運送者をいう。以下同じ。）が行う業務をいう。
- (9) 「特定輸出関連業務」とは、法第67条の6第2号に規定する特定輸出申告（法第67条の3第6項に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。）に係る貨物の輸出に関する業務であって、特定輸出者（法第67条の3第1項第1号に規定する特定輸出者をいう。以下同じ。）が行うものをいう。
- (10) 「特定製造貨物管理業務」とは、法第67条の13第3項第2号イ及びロに規定する特定製造貨物（同号イに規定する特定製造貨物をいう。以下同じ。）の管理に関する業務であって、認定製造者（法第67条の14に規定する認定製造者をいう。以下同じ。）が行うものをいう。
- (11) 「輸出入関連業務」とは、法第79条第1項に規定する通関業務その他の輸出及び輸入に関する業務であって、認定通関業者（法第79条の2に規定する認定通関業者をいう。以下同じ。）が行うものをいう。
- (12) 「他法令」とは、法第70条第1項及び第2項に規定する他の法令をいう。
- (13) 「帳簿書類」とは、法第7条の9第1項若しくは第67条の8第1項に規定する帳簿書類又は通関業法（昭和42年法律第122号）第22条第1項に規定する帳簿及び書類をいう。
- (14) 「保税帳簿」とは、法第34条の2又は第61条の3の規定により設け、保存する帳簿（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）の規定に基づき同法第2条第4号に規定する「電磁的記録」により保存する場合を含む。）をいう。
- (15) 「他法令の遵守規則」とは、規則第1条の3第4号、第4条の5第4号（規則第4条の11において準用する場合を含む。）、第7条の4第4号、第8条の3第4号、第8条の5第4号又は第9条の8第4号に規定する法令の規定を遵守するための規則をいう。
- (16) 「財務状況」とは、規則第1条の3第8号、第4条の5第8号（規則第4条の11において準用する場合を含む。）、第7条の4第8号、第8条の3第8号、第8条の5第7号へ又は第9条の8第8号に規定する財務の状況をいう。

2 過去の法令違反歴等に関する審査

特例輸入者、特定保税承認者、特定保税運送者、特定輸出者、認定製造者又は認定通関業者（法第79条の2に規定する認定通関業者をいう。以下同じ。）（以下「特例輸入者等」という。）の承認又は認定の申請

があった場合における当該申請を行った者（以下「申請者」という。）に係る過去の法令違反歴等（法第 7 条の 5 第 1 号、法第 51 条第 1 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）、法第 63 条の 4 第 1 号、法第 67 条の 6 第 1 号、法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号及び第 3 号イ又は法第 79 条第 3 項第 1 号に掲げる事項をいう。）に関する審査は、次による。この場合において、その審査の対象となる者が、国内外の治安に重大な影響を与えるおそれのある団体等への関与が懸念される者であるか否かについても配慮する必要があるので留意する。

(1) 特例輸入者の承認の申請の場合

- ① 申請者が法第 7 条の 5 第 1 号イからリまでに該当するものでないことを確認する。

なお、次の事項の確認にあたっては、別途通知する方法により法第 105 条の 3 の規定に基づき都道府県警察に照会して行うものとする。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号（定義）に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

ロ 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者でないこと。

- ② 法第 7 条の 5 第 1 号ホに規定する「使用人その他の従業者」とは、支配人、支配人に準ずる地位にある者及びこれらの者を直接補佐する職にある者並びに通関業務（通関に関連する一切の業務をいい、通関に関連する経理、営業その他の業務を含む。以下同じ。）に直接携わる担当者とし、通関業務以外の業務に従事している者であって、かつ、申請者の通関業務に影響力を有していないことが明らかであると認められる者は除くものとする。

- ③ 法第 7 条の 5 第 1 号チに規定する滞納が次に掲げる事実によるものである場合には、当該申請者は同号チの規定には該当しないものとして取り扱って差し支えない。この場合において、その確認は、承認申請者から事情を聴取することにより行うものとし、必要に応じ、その事実を証する書類の提出を求めるものとする。

イ 災害（震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害であって、承認申請者（その代理人を含む。）の責任によらないものをいう。）により納期限内に関税等を納付できなかった事実。

ロ 修正申告を行った場合であって、日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）の事務取扱い時間内に関税等を納付することができなかったことにより、翌営業日に当該関税等を納付した事実。

ハ 上記イ又はロに掲げる事実のほか、これらに類するやむを得ない事由により滞納した事実。

(2) 特定保税承認者の承認の申請の場合

- ① 申請者が法第 51 条第 1 号イからハまで（法第 62 条において準用する場合を含む。）に該当するものでないことを確認する。この場合において、同号ロ（法第 62 条において準用する場合を含む。）に規定する許可の期間の計算については、現に受けている法第 42 条第 1 項又は法第 56 条第 1 項の許可に係る場所について、当該許可以前に継続して受けていた許可（法第 50 条第 2 項又は法第 61 条の 5 第 2 項の規定により許可を受けているものとみなされる場合の法第 50 条第 1 項又は法第 61 条の 5 第 1 項の届出を含む。）がある場合には、これらの許可の期間を通算して計算することとするので留意する。

なお、上記(1)①のなお書の規定は、法第 51 条第 1 号ハに規定する法第 43 条第 5 号から第 7 号までに該当するものでないことの確認について準用する。

- ② 法第 51 条第 1 号ハに規定する法第 43 条第 6 号の「支配人その他の主要な従業者」とは、支配人、支配人に準ずる地位にある者及びこれらの者を直接補佐する職にある者とする。

(3) 特定保税運送者の承認の申請の場合

- ① 申請者が法第 63 条の 4 第 1 号イからチまでに該当するものでないことを確認する。

なお、上記(1)①のなお書の規定は、法第 63 条の 4 第 1 号ホからトまでに該当するものでないことの確認について準用する。

- ② 上記(1)②の規定は、法第 63 条の 4 第 1 号へに規定する「使用人その他の従業者」について準用する。

(4) 特定輸出者の承認申請の場合

- ① 申請者が法第 67 条の 6 第 1 号イからチまでに該当するものでないことを確認する。

なお、上記(1)①のなお書の規定は、法第 67 条の 6 第 1 号ホからトまでに該当するものでないことの確認について準用する。

- ② 上記(1)②の規定は、法第 67 条の 6 第 1 号へに規定する「使用人その他の従業者」について準用する。

(5) 認定製造者の認定の申請の場合

- ① 申請者が法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号イからチまでに該当するものでないことを確認する。この場合において、当該申請者が特定輸出者である場合には、同号イからトまでの規定に係る審査は省略しても差し支えない。

なお、上記(1)①のなお書の規定は、法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号ホからトまでに該当するものでないことの確認について準用する。

- ② 上記①の確認に併せて、申請者が法第 67 条の 13 第 2 項の規定により提出する申請書に記載された特定製造貨物輸出者（同項に規定する特定製造貨物輸出者をいう。以下同じ。）について、その者が同条第 3 項第 3 号イに規定する法第 67 条の 6 第 1 号イからチまでに該当するものでないことを確認する。

なお、上記(1)①のなお書の規定は、法第 67 条の 13 第 3 項第 3 号イに規定する法第 67 条の 6 第 1 号

ホからトまでに該当するものでないことの確認について準用する。

- ③ 上記(1)②の規定は、法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号へ及び同項第 3 号イに規定する法第 67 条の 6 第 1 号への「使用人その他の従業者」について準用する。
- (6) 認定通関業者の認定の申請の場合
- ① 申請者が法第 79 条第 3 項第 1 号イからチまでに該当するものでないことを確認する。
 なお、上記(1)①のなお書の規定は、法第 79 条第 3 項第 1 号へからチまでに該当するものでないことの確認について準用する。
- ② 法第 79 条第 3 項第 1 号ハに規定する通関業法（昭和 42 年法律第 122 号）第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げる許可の基準について、通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）3-5 に規定する許可期限の条件が付されている申請者については、これらの基準を満たしていないものとして取り扱うので留意する。
- ③ 上記(1)②の規定は、法第 79 条第 3 項第 1 号トに規定する「使用人その他の従業者」について準用する。

3 業務遂行能力等に関する審査

特例輸入者等の申請者に係る業務遂行能力等（法第 7 条の 5 第 2 号、法第 51 条第 2 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）、法第 63 条の 4 第 2 号、法第 67 条の 6 第 2 号、法第 67 条の 13 第 3 項第 2 号イ、ロ及び同項第 3 号ロ並びに法第 79 条第 3 項第 2 号に掲げる事項をいう。）に関する審査は、次による。

(1) 電子情報処理組織を使用して業務を行うことができる能力

申請者に係る業務遂行能力等のうち、電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。以下「システム」という。）を使用して業務を行うことができる能力を有していることの意義は、次による。

① 特例輸入者、特定輸出者又は認定製造者の場合

申請者（認定製造者の認定の申請にあつては、特定製造貨物輸出者。）が特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告（法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告をいう。以下同じ。）、特定輸出申告又は特定製造貨物輸出申告（法第 67 条の 3 第 4 項に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。以下同じ。）をシステムを使用して行うことができる環境を整えていることをいう。

なお、申請者がこれらの申告に係る業務の一部又は全部を通関業者に委託している場合にあつては、当該委託を受けた通関業者がこれらの申告をシステムを使用して行うことができる環境を整えていなければならないこととなるので留意する。

② 特定保税承認者の場合

申請者が貨物管理業務をシステムを使用して行うことができる環境を整えており、かつ、当該業務に係るシステムへの所要の入力を適時、適切に行う能力を有していることをいう。

なお、一の申請者が二以上の保税蔵置場又は保税工場（以下「保税蔵置場等」という。）を所有している場合であつて、これらの保税蔵置場等の一部が貨物管理業務をシステムを使用して行うことができる環境を整えていない場合であっても、当該一部の保税蔵置場等以外の保税蔵置場等がその環境を整えており、かつ、当該保税蔵置場等において、貨物管理業務に係るシステムへの入力を適時、適切に行う能力を有していると認められる場合には、当該申請者については、システムを使用して業務を行うことができる能力を有しているものとして取り扱って差し支えないので留意する。

③ 特定保税運送者の場合

申請者が特定保税運送関連業務をシステムを使用して行うことができる環境を整えており、かつ、特定保税運送関連業務に係るシステムへの所要の入力を適正に行う能力を有していることをいう。

なお、一の申請者が二以上の営業所を所有している場合であつて、これらの営業所の一部がシステムを使用して行うことができる環境を整えていない場合であっても、当該一部の営業所以外の営業所がその環境を整えており、かつ、当該営業所において、特定保税運送関連業務に係るシステムへの入力を適正に行う能力を有していると認められる場合には、当該申請者については、システムを使用して業務を行うことができる能力を有しているものとして取り扱って差し支えないので留意する。

④ 認定通関業者の場合

申請者に係る営業所（通関業法第 8 条第 1 項に規定する営業所をいい、システムを使用して行うことができない通関手続のみを行う営業所を除く。）において通関手続をシステムを使用して行うことができる環境を整えていることをいう。

(2) 特例輸入者等に係る業務を適正に遂行する能力

申請者に係る業務遂行能力等のうち、特例輸入者等がその業務を適正かつ確実に遂行する能力を有していることの意義は、次による。

① 特例輸入者、特定輸出者又は認定製造者の場合

特例輸入関連業務若しくは特定輸出関連業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していること又は特定製造貨物管理業務を遂行する能力を有していることとは、申請者における税関手続に関する知識及び経験が十分であるとともに、申請者に係る貨物の保管施設における貨物の管理体制及び貨物の盗難等を防止するための保全措置等が十分に整備されていると認められることをいうものとし、当該能力を有しているか否かについては、これらの知識及び経験、貨物の管理体制並びに貨物の保全措置

の状況を総合的に勘案して判断するものとする。

② 特定保税承認者の場合

申請者が貨物管理業務又は保税作業に関する業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していることとは、申請者における税関手続に関する知識及び経験が十分であるとともに、当該申請者に係る保税蔵置場等（法第 50 条第 1 項又は法第 61 条の 5 第 1 項の届出に係るものに限る。）における貨物の管理体制及び貨物の盗難等を防止するための保全措置等が十分に整備されていると認められることをいうものとし、当該能力を有しているか否かについては、これらの知識及び経験、貨物の管理体制並びに貨物の保全措置の状況を総合的に勘案して判断するものとする。

なお、申請者が次のいずれかに該当する者である場合には、法第 51 条第 2 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものとして取り扱うこととなるので留意する。

イ 法第 48 条第 1 項（法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）の規定による処分を受けた者であって、その処分の日（その処分が貨物を保税蔵置場等に入れること、又は保税作業をすることを停止するものである場合には、当該停止の期間が終了した日の翌日）から 3 年を経過していない者であること。

ロ 上記イに該当することが見込まれる者であること。

③ 特定保税運送者の場合

申請者が特定保税運送関連業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していることとは、申請者における税関手続に関する知識及び経験が十分であるとともに、国際運送貨物の運送又は管理のための体制及び当該申請者に係る営業所における貨物の盗難を防止するための保全措置等が十分に整備されていると認められることをいうものとし、当該能力を有しているか否かについては、これらの知識及び経験並びに運送又は管理のための体制及び貨物の保全措置の状況を総合的に勘案して判断するものとする。

なお、申請者が次のいずれかに該当する者である場合には、法第 63 条の 4 第 2 号の規定に適合しないものとして取り扱うこととなるので留意する。

イ 法第 48 条第 1 項（法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）の規定による処分を受けた者であって、その処分の日（その処分が保税蔵置場等に貨物を入れること、又は保税工場において保税作業をすることを停止するものである場合には、当該停止の期間が終了した日の翌日）から 3 年を経過していない者であること。

ロ 法第 41 条の 2 第 1 項又は法第 62 条の 14 第 1 項の規定による処分を受けた者であって、その処分の日（その処分が指定保税地域又は総合保税地域に貨物を入れること、若しくは総合保税地域において外国貨物を加工し、製造し、又は展示することを停止するものである場合には、当該停止の期間が終了した日の翌日）から 3 年を経過していない者であること。

ハ 海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）の規定による事業計画の変更に係る届出をせず、又は虚偽の届出を行ったこと等により、同法第 54 条第 1 号又は第 3 号に規定する罪を犯した者に該当することとなった者であること。

ニ 港灣運送事業法（昭和 26 年法律第 161 号）の規定による処分に違反したこと等により、同法第 22 条の規定による処分を受けた者であって、その処分の日（その処分が事業を停止するものである場合には、当該停止の期間が終了した日の翌日）から 3 年を経過していない者であること。

ホ 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）の規定による処分に違反したこと等により、同法第 119 条又は第 129 条の 5 の規定による処分を受けた者であって、その処分の日（その処分が事業を停止するものである場合には、当該停止の期間が終了した日の翌日）から 3 年を経過していない者であること。

ヘ 貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）の規定による処分に違反したこと等により、同法第 16 条、第 33 条、第 42 条又は第 49 条の 2 の規定による処分を受けた者であって、その処分の日（その処分が事業を停止するものである場合には、当該停止の期間が終了した日の翌日）から 3 年を経過していない者であること。

ト 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）の規定による処分に違反したこと等により、同法第 33 条（第 35 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による処分を受けた者であって、その処分の日（その処分が事業を停止するものである場合には、当該停止の期間が終了した日の翌日）から 3 年を経過していない者であること。

チ 港灣運送事業法第 21 条又は貨物自動車運送事業法第 26 条の規定による業務改善の命令を受けた者（申請者が令第 55 条の 2 第 4 号ロ又はホに掲げる者である場合に限る。）又は法第 52 条（法第 62 条において準用する場合を含む。）若しくは法第 79 条の 2 の規定による改善措置の求めを受けた者（申請者が令第 55 条の 2 第 1 号に掲げる者である場合に限る。）であって、これらの命令又は要請を受けた日から 1 年を経過していない者であること。

リ 上記イからチまでに該当することが見込まれる者であること。

④ 認定通関業者の場合

申請者が輸出及び輸入に関する業務を財務省令で定める基準に従って遂行することができる能力を有していることとは、申請者における税関手続に関する知識及び経験が十分であるとともに、通関手続に係る貨物の確認等のための体制が十分に整備されていると認められることをいうものとし、当該能力を有しているか否かについては、これらの知識及び経験並びに貨物の確認等のための体制の状況を総合的に

に勘案して判断するものとする。

なお、申請者が次のいずれかに該当する者である場合には、法第 79 条第 3 項第 2 号の規定に適合しないものとして取り扱うこととなるので留意する。

イ 通関業法第 33 条の 2 規定により、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じられた者であって、当該装置がとられていないと判断される者であること。

ロ 通関業法第 34 条第 1 項の規定による処分を受けた者であって、その処分の日（その処分が通関業務の全部又は一部を停止するものである場合には、当該停止の期間が終了した日の翌日）から 3 年（その処分が戒告である場合には、1 年）を経過していない者であること。

ハ 上記イ及びロに該当することが見込まれる者であること。

4 法令遵守規則等に関する審査

申請者が定めていることとされる法令遵守規則等（法第 7 条の 5 第 3 号、法第 51 条第 3 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）、法第 63 条の 4 第 3 号、法第 67 条の 6 第 3 号、法第 67 条の 13 第 3 項第 2 号ハ又は法第 79 条第 3 項第 3 号に規定する規則をいう。以下同じ。）に関する審査は、次による。

(1) 特例輸入者、特定輸出者又は認定製造者の場合

① 法令遵守規則等に規則第 1 条の 3、規則第 8 条の 3 又は規則第 8 条の 5 に規定する事項が記載されるとともに、これらの事項が輸出貨物又は輸入貨物に関する税関手続等を法その他の法令の規定に照らして適正に履行するための内容を有し、かつ、当該法令遵守規則等の内容を適正に履行するための体制及び手順等が整備されているか否かについて、別紙 1 により審査する。

② 申請者に別紙様式 1「法令遵守規則・実施規則の記載内容等に係るチェックシート（特例輸入者・特定輸出者・認定製造者用）」を手交し、これに所要の項目を記入した上で提出させるとともに、その業務運営状況、内部体制等を申請者から十分に聴取することにより、当該申請者の実情を考慮した審査を行うものとする。

③ 申請者が当該申請者の事業又は業務の内容等に関し、他法令の遵守規則を定めるべき者又は定めることが望ましいとされている者である場合の当該他法令の遵守規則の取扱いについては、次による。

イ 申請者（申請者が特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務の全部又は一部を他の者に委託している場合にあっては、その者を含む。）が他法令の遵守規則を定めている場合には、当該他法令の遵守規則を当該申請者における法令遵守の程度を判断するに当たっての有効な資料とする。この場合においては、その内容を聴取の上、当該他法令の遵守規則が有効に運用されているか否かを確認する。

ロ 法令遵守規則等に記載すべき事項の一部又は全部が他法令の遵守規則に記載されている場合であって、当該記載されている事項が有効に運用されていることが当該他法令の遵守規則を所管する省庁によって確認されている場合には、当該他法令の遵守規則の当該記載に係る部分又は当該他法令の遵守規則の全部を法令遵守規則として取り扱うこととして差し支えないものとする。

ハ 他法令の遵守規則とは、当分の間、次に掲げる規定等をいうものとする。

(イ) 輸出等しようとする者が外国為替及び外国貿易法の規定に基づく経済産業大臣の輸出等の許可を包括的に受けようとする場合などに、経済産業省へ届け出るよう求めている安全保障貿易管理に係る輸出管理社内規程

(ロ) 航空保安を確保するための特定航空貨物利用運送事業者等（特定フォワーダー等）に係る認定制度（KnownShipper/RegulatedAgent制度）における特定フォワーダー等が作成する航空貨物保安計画

④ その他参考事項として、申請者（申請者が国内に支店を有する外国の法人であって、国外に当該法人の本店が所在する場合を含む。）が外国における認証制度（例えば、米国の Security and Accountability for Every Port Act of 2006 の規定に基づく Customs-Trade Partnership Against Terrorism (CTPAT)、欧州共同体の Regulation(EC)No 648/2005 of the European Parliament and of the Council of 13 April 2005 の規定に基づく Authorized Economic Operator (AEO) などを含む。）に参加している場合には、その旨が記載されていることを確認する。

(2) 特定保税承認者、特定保税運送者又は認定通関業者の場合

① 法令遵守規則等において規則第 4 条の 5（規則第 4 条の 11 において準用する場合を含む。）、規則第 7 条の 4 又は規則第 9 条の 8 に規定する事項が記載されるとともに、これらの事項が輸出貨物又は輸入貨物に関する税関手続若しくは国際運送貨物の運送又は管理に係る業務を法その他の法令の規定に照らして適正に履行するための内容を有し、かつ、当該法令遵守規則等の内容を適正に履行するための体制及び手順等が整備されているか否かについて、別紙 2 により審査する。

② 申請者に別紙様式 2「法令遵守規則の記載内容等に係るチェックシート（特定保税承認者・特定保税運送者・認定通関業者用）」を手交し、これに所要の項目を記入した上で提出させるとともに、その業務運営状況、内部体制等を申請者から十分に聴取することにより、当該申請者の実情を考慮した審査を行うものとする。

③ 令第 55 条の 2 第 4 号に該当する者が特定保税運送者に係る申請を行った場合の審査は、上記①による審査のほか、次の方法により行うこととなるので留意する。

イ 申請書の提出があった場合には、当該申請を行った者の業務に係る法令を所管する国土交通省に審

査・調査依頼を行う。この場合において、当該申請書及び添付書類の写しを、関税局監視課を経由して国土交通省に送付する。

ロ 関税局監視課と国土交通省との間で必要な調整を行った上で、必要に応じ、税関と国土交通省が合同で調査を行う。

ハ 国土交通省から関税局監視課を経由して回報される審査・調査結果を参考として、税関長が承認の可否を最終的に判断する。

④ 申請者が当該申請者の事業又は業務の内容等に関し、他法令の遵守規則を定めるべき者又は定めることが望ましいとされている者である場合の当該他法令の遵守規則は、上記(1)③に準じて取り扱うものとする。

⑤ 上記(1)④の規定は、特定保税承認者若しくは特定保税運送者の承認又は認定通関業者の認定に係る申請の審査について準用する。

5 業務遂行能力及び法令遵守規則等に関する確認

申請者が、上記 3 に規定する業務遂行能力等を有しているか並びに上記 4 に規定する法令遵守規則等の内容を適正に履行するための体制及び手順を整備しているか等については、申請者から提出された資料等を審査するほか、申請者が行う業務に係る関係施設等を実地にて確認するものとする。

また、特例輸入者等の承認又は認定後においても、上記 3 及び 4 の状況を実地にて確認する（以下「事後監査」という。）。

なお、上記の事後監査の実施にあたっては、特例輸入者等が自ら実施した監査の結果及び事故等が発生した場合の再発防止策の税関への報告、並びに承認内容又は認定内容の変更手続等により、税関に提供された情報を踏まえて、実施時期や監査の内容等を検討した上で実施するものとする。

6 特定の事業部門に係る承認申請の取扱い

申請者（特例輸入者及び特定輸出者の承認の申請者に限る。以下この項において同じ。）が法人である場合であって、当該法人における特定の事業部門が制度を利用するために申請が行われる場合の取扱いについては、次による。

(1) 申請者の名称は当該法人の名称とし、本制度を利用しようとする特定の事業部門の名称について、申請者欄の「（対象事業部門の名称）」の欄への記載を求める。

なお、当該申請により承認を受けた者であって、当該特定の事業部門以外の事業部門が制度を利用しようとする場合には、承認内容の変更として処理するものとする。

(2) 申請者が「税関発給コードの発給に係る事務処理要領について」（平成 20 年 10 月 9 日財関第 1140 号）により税関が発給する税関輸出入者コードを取得している法人である場合には、当該法人が取得した税関輸出入者コードとは異なる税関輸出入者コード又は財日本貿易関係手続簡易化協会（JASTPRO）が付番する日本輸出入者標準コードを、申請者が日本輸出入者標準コードを取得している法人である場合には、税関輸出入者コード又は当該法人が取得した日本輸出入者標準コードとは異なる日本輸出入者標準コードを特定の事業部門が取得している必要があるので留意する。

(3) 上記 2 の規定に基づく審査は、当該法人全体が法第 7 条の 5 第 1 号又は第 67 条の 6 第 1 号の規定に該当するか否かについて審査することとなるので留意する。

(4) 特定の事業部門に対してのみ適用される法令遵守規則が提出された場合には、上記 4 に準じて審査を行うとともに、当該法令遵守規則が当該特定の事業部門において他の事業部門から独立して十分に機能し得るものであることを確認するものとする。

7 既に特例輸入者等の承認又は認定を受けている申請者の取扱い

特例輸入者等の承認又は認定に係る申請を行う者が、既に他の特例輸入者等に係る承認又は認定を受けている場合であって、上記 2 から 4 までに掲げる審査をその承認又は認定をした際に終了している場合には、その審査が終了した部分については、これらを改めて審査する特段の必要性がない限り審査を省略して差し支えないので留意する。

別紙 1

法令遵守規則・実施規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表

(特例輸入者・特定輸出者・認定製造者用)

1 体制整備等に関する基本的事項

<p>① 以下の基本的事項が明記されているか。 イ 法令遵守規則又は実施規則（以下「法令遵守規則等」という。）は、特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務を適正に遂行するため必要な措置を定めるものであること。 ロ 法令遵守規則等が適用される業務等の範囲。</p>
<p>② 最高責任者は、法令遵守規則等を執行するに当たって最も適当な者であるか。 (注) 申請者（認定製造者の認定申請における審査の場合を除く。）が法人である場合であって、当該法人における特定の事業部門（以下「特定事業部門」という。）が特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を行う場合（以下「特定事業部門による利用の場合」という。）であっても、その最高責任者は、法令遵守規則を執行するに当たって適当な者（例えば、当該法人の代表権を有している代表取締役又はこれに準ずる者など）であることが必要である。</p>
<p>③ 法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。 イ 特例輸入者が定める法令遵守規則にあつては、規則第 1 条の 3 第 1 号に規定する各部門及び責任者 ロ 特定輸出者が定める法令遵守規則にあつては、規則第 8 条の 3 第 1 号に規定する各部門及び責任者 ハ 認定製造者が定める実施規則にあつては、規則第 8 条の 5 第 1 号に規定する各部門及び責任者 ニ 特定事業部門による利用の場合であつて、特例輸入者が定める法令遵守規則にあつては、規則第 1 条の 3 第 1 号に規定する各部門又は当該部門に相当する特定事業部門に属する部署及び責任者 ホ 特定事業部門による利用の場合であつて、特定輸出者が定める法令遵守規則にあつては、規則第 8 条の 3 第 1 号に規定する各部門又は当該部門に相当する特定事業部門に属する部署及び責任者 (注 1) 上記イ及びロにおいては、規則第 1 条の 3 第 1 号イ、規則第 8 条の 3 第 1 号イ又は規則第 8 条の 5 第 1 号イに規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び規則第 1 条の 3 第 1 号ホ、規則第 8 条の 3 第 1 号ニ又は規則第 8 条の 5 第 1 号ニに規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。なお、総括管理部門の責任者と監査部門の責任者は兼務しても差し支えない。ただし、 i) 総括管理部門の業務の監査の独立性が損なわれることから、最高責任者又は社外の第三者が総括管理部門に対する監査の実施状況を確認すること等により、監査の適正な実施が確保される体制となっている必要があること ii) 当該監査が適正に行われなかった場合には、申請者に対して、法第 7 条の 6、法第 67 条の 7 又は法第 67 条の 14 に規定する改善措置が求められる可能性があることに留意する。これらの部門以外の部門（規則第 1 条の 3 第 1 号ロからニまで、規則第 8 条の 3 第 1 号ロ及びハ又は規則第 8 条の 5 第 1 号ロ及びハに規定する部門。以下「事業部門」という。）については、申請者の実情に応じ、一の事業部門が他の事業部門の業務を兼務しても差し支えないものとするが、この場合においては、その旨が法令遵守規則等に明記される必要がある。 (注 2) 上記ニ及びホにおいても、上記（注 1）に準拠することとなるので留意する。なお、総括管理部門又は監査部門に相当する部署が特定事業部門に属している場合には、これらの部署が他の部署から独立して総括管理部門又は監査部門が行うべき業務を遂行できる体制にあることが必要である。</p>
<p>④ 各部門（特定事業部門による利用の場合においては、当該各部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。以下この項において同じ。）について、以下の措置は講じられているか。 イ 責任者は、当該部門の業務を適正に執行するための権限が賦与され、特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務に関する必要な知識及び経験を有しているか。 ロ 従業者の業務、権限及び責任の範囲が明確にされており、その業務の種類及び量に照らして、適正な数の従業員が配置されているか。 ハ 各部門間等の情報の伝達及び共有化が適正に行える体制が整備されているか。</p>
<p>⑤ 輸出入に係る業務又は特定製造貨物管理業務の全部又は一部を業務上関連を有する子会社その他の関連会社（例えば、特例申告貨物、特定輸出貨物若しくは特定製造貨物の保管・管理を委託している会社等。）又はこれらの業務の全部若しくは一部を委託している通関業者、運送業者又は倉庫業者等（以下「関連会社等」といい、認定製造者の認定申請における審査の場合には特定製造貨物輸出者を含む。）に委託する場合には、当該関連会社等の委託の適否が適正に確認され、適正な選定がなされているか。 (注) 税関又は関係する監督官庁により、コンプライアンスに関する認定等を受けた事業者への委託が</p>

望ましい。

2 各部門の業務内容等に関する事項

(1) 総括管理部門

① 総括管理部門（特定事業部門による利用の場合においては、当該総括管理部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。以下同じ。）は、法令遵守の観点から、特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務を総合的に管理できる立場にあるか。

② 総括管理部門は、法令遵守規則等の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。

イ 社内体制及び法令遵守規則等の整備（必要な場合の見直し及び改善を含む。）

ロ 特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務に関する各部門に対する指示、連絡及び調整

ハ 特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務に関する各部門又は顧客等からの相談の受付及び回答

ニ 法令遵守状況の監査の支援

ホ 連絡及び報告体制の整備

ヘ 社内教育及び訓練の計画及び実施

ト 業務を委託する関連会社等の委託の適否の判断

チ 関連会社等への特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務に関する指導及び監督

(注) 申請者において法令遵守規則等の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの業務（イ、ロ及びホを除く。）が網羅されていなくても差し支えない。特に、上記ハ及びヘからチまでについては、事業部門（特定事業部門による利用の場合においては、当該事業部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。以下同じ。）が行うこととされていても差し支えない。

(2) 事業部門

① 「事業部門」には、担当する業務毎に、その知識及び経験に照らして相応しい従業員が配置されているか。

② 各事業部門は、特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。

イ 当該事業部門における業務処理体制の構築及び整備

ロ 当該事業部門における業務手順書等の整備

ハ 当該事業部門内における指示、報告等に関する連絡系統の整備

ニ 当該事業部門と税関その他の関係省庁との連絡窓口の確定

ホ 当該事業部門の業務に関する法令審査体制の整備（削除）

ホ 従業員に対する法令遵守の認識及び法令遵守規則等の理解の徹底

ヘ 監査部門による監査結果に基づく改善勧告を業務手順等に適正に反映させるための体制の整備

ト 特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務に関する税関手続等が、法及び他の法令の規定に適合したものであるか否かを審査する手順及び体制の整備（法令審査担当者の設置等）

(注) 申請者において特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。

3 税関手続の履行に関する事項

(1) 基本的項目

① 次に掲げる事項を記載した特例申告貨物に関するリスト又はこれに代わる書類（以下「輸入リスト等」という。）又は特定輸出貨物に関するリスト又はこれに代わる書類（以下「輸出リスト等」という。）を作成し、適切に保存されているか（特例輸入者又は特定輸出者の承認申請における審査の場合に限る。）。

イ 品名、記号及び番号

ロ 該当する他法令の名称及びその内容

ハ 特例申告貨物にあっては、関税定率法別表の項又は号の番号及び税率並びに仕出人の氏名又は名称及び住所又は居所

ニ 特定輸出貨物にあっては、輸出統計品目表の番号及び仕向人の氏名又は名称及び住所又は居所

ホ その他参考となるべき事項
② 総括管理部門は、輸入リスト等又は輸出リスト等（以下「輸出入リスト等」という。）を共有する体制となっており、税関からの要請があった場合において、速やかに提出可能となっているか（特例輸入者又は特定輸出者の承認申請における審査の場合に限る。）。
③ 次に掲げる事項に関する手順及び体制が整えられているか（特例輸入者又は特定輸出者の承認申請における審査の場合に限る。）。 イ 法令等の改正があった場合の輸出入リスト等の改定及びチェック ロ 輸出入リスト等に掲載されていない貨物について特例申告（当該貨物に係る輸入申告を含む。）又は特定輸出申告を行うこととなった場合の速やかな輸出入リスト等への追加
④ 法第 67 条の 3 第 4 項に規定する貨物確認書の作成における特定製造貨物の品名、数量、法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定による証明の要否等の的確な確認及び当該貨物確認書の特定製造貨物輸出者への交付の手順及び体制が整えられているか（認定製造者の認定申請における審査の場合に限る。）。

2) 特例申告貨物に関する税関手続

① 特例申告貨物に係る輸入申告（以下単に「輸入申告」という。）に関し、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。 イ 仕入書等の関係書類及び輸入リスト等に基づく適正な輸入申告の履行 ロ 審査又は検査が必要とされた場合の関係書類の提出及び検査への対応の準備
② 通関業者に輸入申告を依頼する場合、通関依頼書、仕入書等の関係書類が適正に当該通関業者に提出される手順及び体制が整えられているか。 (注) 通関手続を通関業者に依頼する場合は、認定通関業者であることが望ましい。
③ 特例申告に関し、次に掲げる事項が確保される手順及び体制が整えられているか。 イ 法第 7 条の 2 第 2 項に規定する期限までに適正に特例申告がされること ロ 輸入許可書及び輸入リスト等に基づき適正に特例申告がされること
④ 法第 7 条の 8 に規定する担保の提供の命令に即座に対応するための手順及び体制が整えられているか。

3) 特定輸出貨物に関する税関手続等

① 特定輸出申告は、仕入書等の関係書類及び輸出リスト等に基づき、適正に行われる手順及び体制が整えられているか。
② 通関業者に特定輸出申告を依頼する場合、通関依頼書、仕入書等の関係書類が適正に当該通関業者に提出される手順及び体制が整えられているか。 (注) 通関手続を通関業者に依頼する場合は、認定通関業者であることが望ましい。
③ 審査又は検査が必要とされた場合、関係書類の提出及び検査への対応の準備等が適正に行われる手順及び体制が整えられているか。
④ 関連会社等に特定輸出貨物の運送を依頼している場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける運送については、当該運送の指図書の内容が関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）67 の 3-1-7 の(3)の規定に適合することとなるための手順及び体制が整えられているか。

4) 特定製造貨物に関する税関手続の管理

① 特定製造貨物輸出申告が、認定製造者が作成した貨物確認書その他仕入書等の関係書類に基づき、適正に行われていることを確保するための手順及び体制が整えられているか。
② 特定製造貨物輸出者が通関業者に特定製造貨物輸出申告を依頼する場合、貨物確認書、通関依頼書、仕入書等の関係書類が適正に当該通関業者に提出されることを確保するための手順及び体制が整えられているか。 (注) 特定製造貨物輸出者が通関手続を通関業者に依頼する場合は、認定通関業者であることが望ましい。
③ 審査又は検査が必要とされた場合、関係書類の提出及び検査への対応の準備等が適正に行われることを確保する手順及び体制が整えられているか。
④ 関連会社等に特定製造貨物の運送を依頼している場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける

運送については、当該運送の指図書の内容が関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）67 の 3-1-7 の(3)の規定に適合することとなるための手順及び体制が整えられているか。

4 貨物のセキュリティの履行に関する事項

<p>① 申請者が所有又は管理する貨物の保管施設等（以下「保管施設等」という。）において、次に掲げる事項が確保される手順及び体制が整えられているか。 イ 特例申告貨物、特定輸出貨物又は特定製造貨物（以下「管理対象貨物」という。）の在庫状況の適時適切な把握 ロ 保管施設等からの管理対象貨物の入出庫状況の適正な管理</p>
<p>② 移動中の管理対象貨物について、運送方法、貨物の現状を適正に把握できる手順及び体制が整えられているか。</p>
<p>③ 管理対象貨物が次に掲げる状況にある場合に、当該状況等の確認が適時適切に行い得る手順及び体制が整えられているか。 イ 特例申告貨物に係る外国貿易船又は外国貿易機（以下「外国貿易船等」という。）からの陸揚げの状況、港湾施設又は空港施設その他の保税地域等（以下「港湾施設等」という。）への搬入又は搬出の状況及び当該港湾施設等から保管施設等への移動の状況。 ロ 特定輸出貨物又は特定製造貨物に係る保管施設等から港湾施設等への移動の状況、港湾施設等への搬入又は搬出の状況及び外国貿易船等への積込みの状況。</p>
<p>④ 管理対象貨物の蔵置場所において、貨物の管理のために必要な限度において、以下の措置が講じられているか。 イ 適切な保管（亡失、盗難等の防止）を図るための人若しくは車両の出入り又は貨物の搬出入の確認 ロ 上記イの確認内容の記録及び一定期間の保存 ハ 施錠、障壁、フェンス、照明等の十分な整備並びに警備員の配置（カメラによる撮影を含む。）及び定期的な巡回警備の実施 ニ <u>コンテナの安全な保管及び異常の有無等を確認するための措置</u> ホ 管理対象貨物とその他の貨物の区分 ヘ 保管中の貨物に異常があった場合の総括管理部門への報告など必要な措置</p>
<p>⑤ 管理対象貨物の管理を運送業者又は倉庫業者等の関連業者に委託している場合には、当該関連業者が貨物管理に関する体制を整備しているか。 （注）倉庫業者においては、特定保税承認者であること、フォワーダー等においては、特定保税運送者又は国土交通省により特定フォワーダーと認められているなどが望ましく、特定保税承認者又は特定保税運送者である場合においては、本事項の審査を要しない。</p>
<p>⑥ <u>情報セキュリティについて、以下の措置が講じられているか</u> イ <u>ID 及びパスワードによる認証などのアクセス制限</u> ロ <u>部外者からの不正なアクセスを防止するための必要な措置</u> ハ <u>データバックアップなどのデータの消失対策</u></p>

5 監査体制

<p>① 法令遵守規則等の適正な実施を確保するための監査体制は整備され、適正な監査を行うために必要な次に掲げる措置を講じているか。 イ 適格な監査部門及び責任者の選定 ロ 監査対象部署の適正な選定と明確化 ハ 監査事項の適正な設定と明確化 ニ 監査時期の適正な設定と明確化 ホ 監査方法の高度化に向けた随時の見直し体制 （注 1）申請者において適正な監査の遂行が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。 （注 2）他の者が適正に監査の業務を行う能力を有すると認められる場合には、当該他の者に監査部門が行うべき業務を遂行させることとして差し支えない。この場合においては、監査の実施に関する責任は申請者が負うこと及び上記イからホまでの事項が、法令遵守規則等又は申請者と当該他の者との契約書等に記載され、監査の実効性が確保されている必要がある。なお、当該他の者による監査であっても、監査が適正に行われなかった場合には、申請者に対して、法第 7 条の 6、法第 67 条の 7 又は法第 67 条の 14 に規定する改善措置が求められる可能性があることに留意する。</p>
<p>② 監査結果について、次に掲げる体制は整備されているか。</p>

イ 最高責任者及び総括管理部門への報告体制 ロ 監査の対象となった事業部門に必要な改善措置が速やかに勧告され、それが確実に履行される体制

6 他法令の遵守規則に関する事項

① 他法令の遵守規則が定められている場合（特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務の全部又は一部を他の者に委託している場合で、当該委託を受けた者が他法令の遵守規則を定めている場合を含む。下記②及び③において同じ。）に、その名称及び目的が明記されているか。
② 他法令の遵守規則に関して、次に掲げる事項に関する手順及び体制が整えられているか。 イ その内容に変更があった場合であって、その変更内容が税関手続又は貨物若しくは貨物の物流等に関するものである場合の速やかな税関への報告 ロ 他法令の遵守規則に関して事故又は違法行為等があった場合であって、当該事故又は違法行為等が税関手続又は貨物若しくは貨物の物流等に関するものである場合の速やかな税関への報告
③ 他法令の遵守規則の内容を適正に履行しているか。

7 関連会社等の指導等に関する事項

① 特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務若しくは特定製造貨物輸出申告に関して業務上関連を有する関連会社等は、申請者と連携してこれらの業務を適正に遂行する責務を有することが契約書等によって明らかにされているか。
② 申請に当たり求められる税関手続及び貨物のセキュリティの履行に関する事項の遵守が関連会社等において確保される体制が整備されているか。 (注) 契約書等において明記されていることが望ましい。
③ 関連会社等に関する情報を十分に把握し、適正な業務の遂行を確保するための連絡、指導及び管理の手順及び体制又は委託後に関連会社等を評価する手順及び体制が整えられているか。
④ 関連会社等に特定輸出貨物又は特定製造貨物の運送を依頼している場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける運送に関して当該関連会社等が作成する請求書の内容が、関税法基本通達 67 の 3-1-7 の(4)の規定に適合することとなるための当該関連会社に対する指導及び管理の手順及び体制が整えられているか。

(注) 申請者が関連会社等としてそれぞれ認定通関業者、特定保税運送者又は特定保税承認者であることを確認し、選定している場合には、関連会社等の指導等に関する事項の審査を要しない。

8 税関との連絡体制に関する事項

① 税関との連絡を担当する者（又は部署）は確立されているか。
② 次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整えられているか。 イ 令第4条の5第5項、令第59条の10第5項又は令第59条の16第6項の規定に基づく届出を行う必要が生じた場合。 ロ 管理対象貨物に係る事故等が発生した場合。 ハ 特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務若しくは特定製造貨物輸出申告に関して、不審な点、不審な情報があった場合。 ニ 特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務若しくは特定製造貨物輸出申告に関して、違法行為等不適正な処理が行われたことが判明した場合。 ホ 税関からあった連絡又は照会等について、その内容を直ちに担当する部門等に伝達する必要がある場合。

9 連絡及び報告体制に関する事項

① 社内における連絡体制は、例えば、以下の手順によって行われるように整備されているか。 イ 各部門の担当部署から当該部門の責任者への報告。 ロ 当該責任者から総括管理部門への報告。 ハ 総括管理部門から最高責任者への報告。 ニ 各部門の責任者から他の部門の責任者への報告。
② 次に掲げる事態が生じた場合に、直ちに上記①により報告されるとともに、原因を究明し、再発防止策を講じるなどの手順及び体制が整えられているか。

- イ 管理対象貨物に係る事故等が発生した場合。
- ロ 特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関して、違法行為等不適正な処理が行われたことが判明した場合。

1 0 帳簿書類の作成及び保管等に関する事項

- ① 帳簿書類の作成及び保管に関し、次に掲げる措置が講じられているか（特例輸入者又は特定輸出者の承認申請における審査の場合に限る。）。
 - イ 帳簿書類の記載を担当する部署及び責任者、その保管を担当する部署及び責任者並びに保管場所の明確化
 - ロ 帳簿書類への適正な記載及び保管のための手順及び体制の整備
 - ハ 税関からの閲覧等の要請に速やかに対応するための手順及び体制の整備
- ② 帳簿書類の作成及び保管が電磁的に行われる場合に、以下の措置が適切に講じられているか（特例輸入者又は特定輸出者の承認申請における審査の場合に限る。）。
 - イ 帳簿書類の作成及び保管に係る電算処理システム（以下「システム」という。）の概要、操作説明書等に関する書類が備え付けられていること。
 - ロ システムの管理及びプログラムの修正等に関する担当者及び責任者が特定されるなど、その管理体制が整えられていること。
 - ハ 税関から要請があった場合には、直ちに見読可能な状態でシステムに記載されている内容を呈示することができること。

1 1 財務状況に関する事項

- ① 財務状況に関し、次に掲げる措置が講じられているか。
 - イ 会計帳簿及び財務書類の作成及び保管等を担当する部署及び責任者の明確化
 - ロ 会計監査に関する体制の整備
 - ハ 関税若しくは国税に関する納税義務の履行に支障を及ぼすような状況が発生した場合に、その発生状況等を税関へ連絡するための手順及び体制の整備
- ② 申請者における財務状況は健全であるか。

1 2 教育及び研修に関する事項

- 特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務に関する教育及び研修に関し、次に掲げる措置が講じられているか。
 - イ 教育及び研修を企画し、定期的かつ継続的にこれを実施する体制の整備
 - ロ 教育及び研修の企画及び実施を担当する部門又は部署及び責任者の明確化
 - ハ 管理者及び従業員に対して、法令遵守規則等及び税関手続に関する理解を深めさせるとともに、専門的知識を習得するために十分な内容及び時間の設定
- (注1) 申請者の責任の下、他の者が教育及び研修の全部又は一部を実施しても差し支えない。ただし、自社固有の業務に関する教育及び研修等、他の者による実施が適当でないものは、申請者が行う必要がある。
- (注2) 教育及び研修は、全役員及び全従業員に対して実施することが望ましい。ただし、役職及び業務に応じた内容で差し支えない。

1 3 懲罰に関する事項

- 従業員等について法令遵守規則等又は法令に違反する行為があった場合の懲罰に関する規則が整備され、厳正に執行されるための手順及び体制が整えられているか。

別紙 2

法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表

(特定保税承認者・特定保税運送者・認定通関業者用)

1 体制整備等に関する基本的事項

<p>① 以下の基本的事項が明記されているか。</p> <p>イ 法令遵守規則は、貨物管理業務、特定保税運送に関する業務等、国際運送貨物の運送若しくは管理に関する業務又は輸出入関連業務（以下「関係業務」という。）を適正に遂行するため必要な措置を定めるものであること。</p> <p>ロ 法令遵守規則が適用される業務等の範囲。</p>
<p>② 最高責任者は、法令遵守規則を執行するに当たって最も適当な者であるか。</p>
<p>③ 法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。</p> <p>イ 特定保税承認者が定める法令遵守規則にあっては、規則第4条の5第1号（規則第4条の11において準用する場合を含む。）に規定する各部門及び責任者</p> <p>ロ 特定保税運送者が定める法令遵守規則にあっては、規則第7条の4第1号に規定する各部門及び責任者</p> <p>ハ 認定通関業者が定める法令遵守規則にあっては、規則第9条の8第1号に規定する各部門及び責任者</p> <p>(注) 上記イからハにおいては、規則第4条の5第1号イ（規則第4条の11において準用する場合を含む。）、規則第7条の4第1号イ、又は規則第9条の8第1号イに規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び規則第4条の5第1号ニ（規則第4条の11において準用する場合を含む。）、規則第7条の4第1号ニ又は規則第9条の8第1号ニに規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。なお、総括管理部門の責任者と監査部門の責任者は兼務しても差し支えない。ただし、</p> <p>i) 総括管理部門の業務の監査の独立性が損なわれることから、最高責任者又は社外の第三者が総括管理部門に対する監査の実施状況を確認すること等により、監査の適正な実施が確保される体制となっている必要があること</p> <p>ii) 当該監査が適正に行われなかった場合には、申請者に対して、法第52条、法第62条、法第63条の5又は法第79条の2に規定する改善措置が求められる可能性があることに留意する。これらの部門以外の部門（規則第4条の5第1号ロ及びハ（規則第4条の11において準用する場合を含む。）、規則第7条の4第1号ロ及びハ又は規則第9条の8第1号ロ及びハに規定する部門。以下「事業部門」という。）については、申請者の実情に応じ、一の事業部門が他の事業部門の業務を兼務しても差し支えないものとするが、この場合においては、その旨が法令遵守規則に明記される必要がある。</p>
<p>④ 各部門について、以下の措置は講じられているか。</p> <p>イ 責任者は、当該部門の業務を適正に執行するための権限が賦与され、関係業務に関する必要な知識及び経験を有しているか。</p> <p>ロ 従業者の業務、権限及び責任の範囲が明確にされており、その業務の種類及び量に照らして、適正な数の従業員が配置されているか。</p> <p>ハ 各部門間等の情報の伝達及び共有化が適正に行える体制が整備されているか。</p>
<p>⑤ 貨物管理業務の一部、特定保税運送に関する業務等の全部若しくは一部、国際運送貨物の運送若しくは管理に関する業務の全部若しくは一部又は輸出入関連業務の一部（寄託を受けた貨物に関する業務に係る契約の締結及び税関手続が申請者の名により行われ、かつ当該申請者が貨物に関する業務について自らが主体となって行う範囲内のものに限る。以下同じ。）を関連会社等に委託する場合には、当該関連会社の委託の適否が適正に確認され、適正な選定がなされているか。</p> <p>(注) 税関又は関係する監督官庁により、コンプライアンスに関する認定等を受けた事業者への委託が望ましい。</p>
<p>⑥ 荷主等から寄託される貨物の保管等を行う保税蔵置場（法第50条第1項に規定する届出を行おうとする場所に係るものに限る。以下同じ。）又は保税工場（法第61条の5第1項に規定する届出を行おうとする場所に係るものに限る。以下同じ。）において、荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断が適正になされているか。</p>

2 各部門の業務内容等に関する事項

(1) 総括管理部門

① 総括管理部門は、法令遵守の観点から、関係業務を総合的に管理できる立場にあるか。
② 総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。 イ 社内体制及び法令遵守規則の整備（必要な場合の見直し及び改善を含む。） ロ 関係業務に関する各部門に対する指示、連絡及び調整 ハ 関係業務に関する各部門又は顧客等からの相談の受付及び回答 ニ 法令遵守状況の監査の支援 ホ 連絡及び報告体制の整備 ヘ 社内教育及び訓練の計画及び実施 ト 関係業務を委託する関連会社等の委託の適否の判断 チ 関連会社等への関係業務に関する指導及び監督 リ 荷主等から寄託される貨物の保管を行う保税蔵置場又は保税工場における荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断 ヌ 国際運送貨物の運送又は管理の依頼を受ける際の荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断 ル 輸出入者から通関手続の依頼を受ける際の当該輸出入者の輸出入者コードの保有状況の確認及び当該手続の依頼を受けることの適否の判断 ヲ 輸出入者への通関手続、遵守すべき貿易関係法令等に関する教示又は助言 (注) 申請者において法令遵守規則の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの業務（イ、ロ及びホを除く。）が網羅されていないとしても差し支えない。特に、上記ハ及びヘからオまでについては、事業部門が行うこととされていても差し支えない。

(2) 事業部門

① 「事業部門」には、担当する業務毎に、その知識及び経験に照らして相応しい従業員が配置されているか。
② 各事業部門は、関係業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。 イ 当該事業部門における業務処理体制の構築及び整備 ロ 当該事業部門における業務手順書等の整備 ハ 当該事業部門内における指示、報告等に関する連絡系統の整備 ニ 当該事業部門と税関その他の関係省庁との連絡窓口の確定 ホ <u>当該事業部門の業務に関する法令審査体制の整備（削除）</u> ホ 従業員に対する法令遵守の認識及び法令遵守規則の理解の徹底 ヘ 監査部門による監査結果に基づく改善勧告を業務手順等に適正に反映させるための体制の整備 ト 関係業務に関する税関手続等が、法及び他の法令の規定に適合したものであるか否かを審査する手順及び体制の整備（法令審査担当者の設置等） (注) 申請者において関係業務の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。

3 税関手続の履行に関する事項

(1) 保税蔵置場及び保税工場に関する税関手続

<p>特定保税承認者に係る保税蔵置場又は保税工場における貨物管理業務に関し、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制が整えられているか。</p> <p>イ 保税地域以外の場所に外国貨物（法第 30 条第 1 項各号に掲げる貨物を除く。）を置かないこと ロ 法第 69 条の 11 第 1 項第 1 号から第 4 号まで、第 5 号の 2 及び第 6 号に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り。）は、保税地域に置かないこと ハ 外国貨物を置くことができる期間の遵守 ニ 業務の一部を関連会社等へ委託する場合における当該関連会社等への指導及び監督 ホ 荷主等から寄託される貨物の保管を行う保税蔵置場又は保税工場における荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断 ヘ 上記イからホまでのほか、保税蔵置場又は保税工場の許可を受けた者が行う法第 4 章第 3 節又は第 4 節に規定する手続の適正な履行 (注) 保税蔵置場又は保税工場に法又はその他の法令に違反する恐れがある貨物を置かないための措置を講じていることが必要である。</p>
--

(2) 特定保税運送に関する税関手続

<p>特定保税運送者に係る外国貨物又は輸出しようとする貨物の保税地域等からの発送時、運送中、到着時の各段階における貨物管理手続きにおいて、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制が整えられているか。</p> <p>イ 貨物を発送する場合は、当該発送貨物に係る船卸表等の情報と当該貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を当該貨物管理者とともに確認の上、貨物を搬出すること</p> <p>ロ 運送中は、貨物管理体制の整備に努めるとともに、道路交通法等の法令に従い、確実に運送を行うこと</p> <p>ハ 到着した外国貨物等と運送目録、ポートノート又は Air Waybill 等を対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無の確認を行うこと</p> <p>ニ 特定委託輸出に係る運送を行う場合にあっては、認定通関業者との連絡体制を構築すること</p> <p>ホ 業務の一部を関連会社等へ委託する場合における当該関連会社等への指導及び監督並びに委託後の評価</p> <p>ヘ 国際運送貨物の運送又は管理の依頼を受ける際の荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断</p> <p>ト 上記イからへまでのほか、保税蔵置場又は保税工場の許可を受けた者が行う法第4章第3節又は第4節に規定する手続の適正な履行</p>
--

(3) 認定通関業者に関する税関手続

<p>① 特例申告貨物に係る輸入申告（以下単に「輸入申告」という。）に関し、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。</p> <p>イ 輸入者から依頼を受けた輸入申告について、通関依頼書、仕入書等の関係書類が適正に提供されていること及び当該申告に係る貨物の価格に照らして必要な担保が税関に提供されているものであることの確認</p> <p>ロ 仕入書等の関係書類等に基づく適正な輸入申告の履行</p> <p>ハ 輸入申告を行おうとする事項と当該申告に係る貨物の現況が一致していることの確認（特例委託輸入者に係る輸入申告においては、顧客の信用状況等に応じた確に確認を行うことが必要。）</p> <p>ニ 審査又は検査が必要とされた場合の関係書類の提出及び検査への対応</p>
<p>② 特例申告に関し、次に掲げる事項が確保される手順及び体制が整えられているか。</p> <p>イ 法第7条の2第2項に規定する期限までに適正に特例申告がされること</p> <p>ロ 輸入許可書等に基づき適正に特例申告がなされること</p>
<p>③ 特定委託輸出申告に関し、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。</p> <p>イ 輸出者から依頼を受けた特定委託輸出申告について、通関依頼書、仕入書等の関係書類が適正に提供されていることの確認</p> <p>ロ 仕入書等の関係書類等に基づく適正な特定委託輸出申告の履行</p> <p>ハ 次のいずれかによる特定委託輸出申告を行おうとする事項と当該申告に係る貨物の現況が一致していることの確認(イ)関係書類による確認（継続的に特定委託輸出申告を行う輸出者から委託を受けた場合であって、当該申告に係る貨物が置かれている場所において当該貨物が適正に管理されていることを少なくとも半年に1度確認し、その結果を税関に報告するとともに当該貨物の運送に係る特定保税運送者に連絡するものに限る。）(ロ)貨物による確認</p> <p>ニ 審査又は検査が必要とされた場合の関係書類の提出及び検査への対応</p> <p>ホ 特定委託輸出申告に係る貨物を外国貿易船等へ積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う特定保税運送者へ、当該申告に係る貨物の記号、番号、品名、数量、申告の時期その他当該貨物を特定するために必要な事項の連絡</p> <p>ヘ 税関による必要な検査、運送中の事故等へ対応するための特定保税運送者との連絡体制の整備</p>
<p>④ 特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告並びに特定委託輸出申告その他の通関手続において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。</p> <p>イ 輸出入関連業務の全部又は一部を関連会社等へ委託する場合における当該関連会社等への指導及び監督並びに委託後の評価</p> <p>ロ 輸出入者から通関手続の依頼を受ける際の当該輸出入者の輸出入者コードの保有状況の確認及び当該手続の依頼を受けることの適否の判断</p> <p>ハ 輸出入者に対し通関手続において必要となる書類、適用される税率、各種通関手続における利便性の違い等について助言するとともに、当該手続において遵守すべき貿易関係法令を教示すること</p>
<p>⑤ 関連会社等に特定委託輸出貨物の運送を依頼している場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける運送については、当該運送の指図書の内容が関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）67の3-1-7の(3)の規定に適合することとなるための手順及び体制が整えられているか。</p>
<p>⑥ 輸出入申告貨物の蔵置場所を所轄する税関官署以外の税関官署に対して輸出入申告を行う場合にお</p>

<p>ける貨物の現況の的確な把握等、輸出入関連業務を適正に遂行するための手順及び体制が整えられているか。</p> <p>(注) 輸出入者以外の者に貨物確認・検査の立会い等を委託する場合、認定通関業者の通関士又は通関業務従業者であることが望ましい。</p>
<p>⑦ 上記①から⑥のほか、法、通関業法その他の法令に規定する輸出入関連業務に関する手続の適正な履行及び通関業務に係る貨物について必要な確認の的確な履行</p>

4 貨物のセキュリティの履行に関する事項

<p>① 移動中の貨物について、運送方法、貨物の現況を適正に把握できる手順及び体制が整えられているか（特定保税運送者の承認申請における審査の場合に限る。）。</p>
<p>② 貨物が次に掲げる状況にある場合に、当該状況等の確認が適時適切に行い得る手順及び体制が整えられているか（特定保税運送者の承認申請における審査の場合に限る。）。</p> <p>イ 貨物に係る外国貿易船又は外国貿易機（以下「外国貿易船等」という。）からの陸揚げの状況、港湾施設又は空港施設その他の保税地域等（以下「港湾施設等」という。）への搬入又は搬出の状況及び当該港湾施設等から保管施設等への移動の状況。</p> <p>ロ 貨物に係る保管施設等から港湾施設等への移動の状況、港湾施設等への搬入又は搬出の状況及び外国貿易船等への積み込みの状況。</p>
<p>③ 貨物の蔵置場所において、貨物の管理のために必要な限度において、以下の措置が講じられているか（認定通関業者の認定申請における審査の場合を除き、特定保税運送者の承認申請における審査の場合には、運送途上において貨物の積み替え等を行う施設に限る。）。</p> <p>イ 適切な保管（亡失、盗難等の防止）を図るための人若しくは車両の出入り又は貨物の搬出入の確認</p> <p>ロ 上記イの確認内容の記録及び一定期間の保存</p> <p>ハ 施錠、障壁、フェンス、照明等の十分な整備並びに警備員の配置（カメラによる撮影を含む。）及び定期的な巡回警備の実施</p> <p>ニ <u>コンテナの安全な保管及び異常の有無等を確認するための措置</u></p> <p>ホ 管理対象貨物とその他の貨物の区分</p> <p>ヘ 保管中の貨物に異常があった場合の総括管理部門への報告など必要な措置</p>
<p>④ 申請者が運送又は管理する貨物の管理のため、必要な限度において、次に掲げる事項が確保される手順及び体制が整えられているか（特定保税運送者の承認申請における審査の場合に限る。）。</p> <p>イ 船舶、航空機又は貨物自動車等に対するセキュリティ対策のための必要な措置の実施</p> <p>ロ 船舶、航空機、貨物自動車等、倉庫又は上屋等への適切なアクセス管理</p> <p>ハ 貨物情報を確認できないものが船舶、航空機、貨物自動車等、倉庫又は上屋等に持ち込まれることを防ぐための管理体制の整備</p> <p>ニ 自ら施設を設置する場合には、外部からの不法なアクセスを防止するための適切な施設管理の実施</p> <p>ホ 施設設置者の施設を利用する場合にあっては、上記ロからニまでに定める施設管理の実施</p> <p>(注) 上記ロからホまでのうち倉庫又は上屋等の施設に関する事項は、申請者が運送途上において貨物の積み替え等を行う施設に限る。</p>
<p>⑤ 貨物の管理を運送業者又は倉庫業者等の関連業者に委託している場合又は貨物管理業務の一部を他の者に委託する場合には、当該関連業者が貨物管理に関する体制を整備しているか。</p> <p>(注) 倉庫業者においては、特定保税承認者であること、フォワーダー等においては、特定保税運送者又は国土交通省により特定フォワーダーと認められているなどが望ましく、特定保税承認者又は特定保税運送者である場合においては、本事項の審査を要しない。</p>
<p>⑥ 依頼を受けた通関業務に係る貨物について、セキュリティの確保の観点から必要な確認（貨物の現況の的確な把握のための確認のほか、人の生命又は財産を害する急迫した危険を生ずるおそれがあると認められる貨物の有無の確認をいう。）を行う体制を整備しているか（認定通関業者の認定申請における審査の場合に限る。）。</p>
<p>⑦ 上記⑥により危険貨物を発見した場合には、当該貨物の隔離、除去、関係省庁への通報その他人命及び周辺の地域における安全を確保するために必要な措置を講ずるための体制を整備しているか。</p>
<p>⑧ <u>情報セキュリティについて、以下の措置が講じられているか</u></p> <p>イ <u>ID 及びパスワードによる認証などのアクセス制限</u></p> <p>ロ <u>部外者からの不正なアクセスを防止するための必要な措置</u></p> <p>ハ <u>データバックアップなどのデータの消失対策</u></p>

5 監査体制

<p>① 法令遵守規則の適正な実施を確保するための監査体制は整備され、適正な監査を行うために必要な次に掲げる措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 適格な監査人の選定 ロ 監査対象部署の適正な選定と明確化 ハ 監査事項の適正な設定と明確化 ニ 監査時期の適正な設定と明確化 ホ 監査方法の高度化に向けた随時の見直し体制 <p>(注 1) 申請者において適正な監査の遂行が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。</p> <p>(注 2) 他の者が適正に監査の業務を行う能力を有すると認められる場合には、当該他の者に監査部門が行うべき業務を遂行させることとして差し支えない。この場合においては、監査の実施に関する責任は申請者が負うこと及び上記イからホまでの事項が、法令遵守規則又は申請者と当該他の者との契約書等に記載され、監査の実効性が確保されている必要がある。なお、当該他の者による監査であっても、監査が適正に行われなかった場合には、申請者に対して、法第 52 条、法第 62 条、法第 63 条の 5 又は法第 79 条の 2 に規定する改善措置が求められる可能性があることに留意する。</p>
<p>② 監査結果について、次に掲げる体制は整備されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 最高責任者及び総括管理部門への報告体制 ロ 監査の対象となった事業部門に必要な改善措置が速やかに勧告され、それが確実に履行される体制

6 他法令の遵守規則に関する事項

<p>① 他法令の遵守規則が定められている場合（貨物管理業務の一部、特定保税運送に関する業務等、国際運送貨物の運送若しくは管理に関する業務の一部又は輸出入関連業務の一部を他の者に委託している場合で、当該委託を受けた者が他法令の遵守規則を定めている場合を含む。下記②及び③において同じ。）に、その名称及び目的が明記されているか。</p>
<p>② 他法令の遵守規則に関して、次に掲げる事項に関する手順及び体制が整えられているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ その内容に変更があった場合であって、その変更内容が税関手続又は貨物若しくは貨物の物流等に関するものである場合の速やかな税関への報告 ロ 他法令の遵守規則に関して事故又は違法行為等があった場合であって、当該事故又は違法行為等が税関手続又は貨物若しくは貨物の物流等に関するものである場合の速やかな税関への報告
<p>③ 他法令の遵守規則が適正に履行されているか。</p>

7 関連会社等の指導等に関する事項

<p>① 申請者の関係業務に関して業務上関連を有する子会社若しくは関連会社（例えば、通関業務の一部又は貨物管理業務の一部を委託している会社等。）又はこれらの業務の全部又は一部を委託している通関業者、運送業者又は倉庫業者等（以下「関連会社等」という。）は、申請者と連携してこれらの業務を適正に遂行する責務を有することが契約書等によって明らかにされているか。</p>
<p>② 申請に当たり求められる税関手続及び貨物のセキュリティの履行に関する事項の遵守が関連会社等において確保される体制が整備されているか。</p> <p>(注) 契約書等において明記されていることが望ましい。</p>
<p>③ 関連会社等に関する情報を十分に把握し、適正な業務の遂行を確保するための連絡、指導及び管理の手順及び体制又は委託後に関連会社等を評価する手順・体制が整えられているか。</p>
<p>④ 関連会社等に特定委託輸出貨物の運送を依頼している場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける運送に関して当該関連会社等が作成する請求書の内容が、関税法基本通達 67 の 3-1-7 の(4)の規定に適合することとなるための当該関連会社に対する指導及び管理の手順及び体制が整えられているか。</p>

8 税関との連絡体制に関する事項

<p>① 税関との連絡を担当する者（又は部署）は確立されているか。</p>
<p>② 次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整えられているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 令第 42 条第 5 項、令第 50 条の 4 第 5 項、令第 55 条の 5 第 6 項、又は令第 69 条第 5 項の規定に

基づく届出を行う必要が生じた場合。

- ロ 関係業務に関する貨物について、事故等が発生した場合及び不審な点又は不審な情報があった場合。
- ハ 関係業務に関して、不審な点又は不審な情報があった場合。
- ニ 関係業務に関して、違法行為等不適正な処理が行われたことが判明した場合。
- ホ 税関からあった連絡又は照会等について、その内容を直ちに担当する部門等に伝達する必要がある場合。

9 連絡及び報告体制に関する事項

① 社内における連絡体制は、例えば、以下の手順によって行われるように整備されているか。

- イ 各部門の担当部署から当該部門の責任者への報告。
- ロ 当該責任者から総括管理部門への報告。
- ハ 総括管理部門から最高責任者への報告。
- ニ 各部門の責任者から他の部門の責任者への報告。

② 次に掲げる事態が生じた場合に、直ちに上記①により報告されるとともに、原因を究明し、再発防止策を講じるなどの手順及び体制が整えられているか。

- イ 関係業務に関する貨物に係る事故等が発生した場合。
- ロ 関係業務に関して、違法行為等不適正な処理が行われたことが判明した場合。

10 帳簿書類の作成及び保管等に関する事項

① 帳簿書類、保税帳簿又は運送目録（以下、「帳簿書類等」という。）の作成、保管及び提示に関し、次に掲げる措置が講じられているか。

- イ 帳簿書類等の記載、保管及び提示を担当する部署及び責任者並びに保管場所の明確化
- ロ 帳簿書類等への適正な記載及び保管のための手順及び体制の整備
- ハ 税関からの閲覧等の要請に速やかに対応するための手順及び体制の整備

② 帳簿書類等の作成、保管及び提示が電磁的に行われる場合に、以下の措置が適切に講じられているか。

- イ 帳簿書類等の作成、保管及び提示に係る電算処理システム（以下「システム」という。）の概要、操作説明書等に関する書類が備え付けられていること。
- ロ システムの管理及びプログラムの修正等に関する担当者及び責任者が特定されるなど、その管理体制が整えられていること。
- ハ 税関から要請があった場合には、直ちに見読可能な状態でシステムに記載されている内容を呈示することができること。

11 財務状況に関する事項

① 財務状況に関し、次に掲げる措置が講じられているか。

- イ 会計帳簿及び財務書類の作成及び保管等を担当する部署及び責任者の明確化
- ロ 会計監査に関する体制の整備
- ハ 関税若しくは国税に関する納税義務の履行又は手数料の納付に支障を及ぼすような状況が発生した場合に、その発生の状況等を税関へ連絡するための手順及び体制の整備

② 申請者における財務状況は健全であるか。

12 教育及び研修に関する事項

○ 関係業務に関する教育及び研修に関し、次に掲げる措置が講じられているか。

- イ 教育及び研修を企画し、定期的かつ継続的にこれを実施する体制の整備
- ロ 教育及び研修の企画及び実施を担当する部門又は部署及び責任者の明確化
- ハ 管理者及び従業員に対して、法令遵守規則及び税関手続に関する理解を深めさせるとともに、専門的知識を習得するために十分な内容及び時間の設定

(注1) 申請者の責任の下、他の者が教育及び研修の全部又は一部を実施しても差し支えない。ただし、自社固有の業務に関する教育及び研修等、他の者による実施が適当でないものは、申請者が行う必要がある。

(注2) 教育及び研修は、全役員及び全従業員に対して実施することが望ましい。ただし、役職及び業務に応じた内容で差し支えない。

13 懲罰に関する事項

- 従業員等について法令遵守規則又は法令に違反する行為があった場合の懲罰に関する規則が整備され、厳正に執行されるための手順及び体制が整えられているか。